

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第24回）

日時：令和2（2020）年7月30日（木）

13：00～

場所：県庁3階 大会議室

議事次第

1 開会

2 議題

新型コロナウイルス感染症対策について

3 閉会

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第24回）出席者

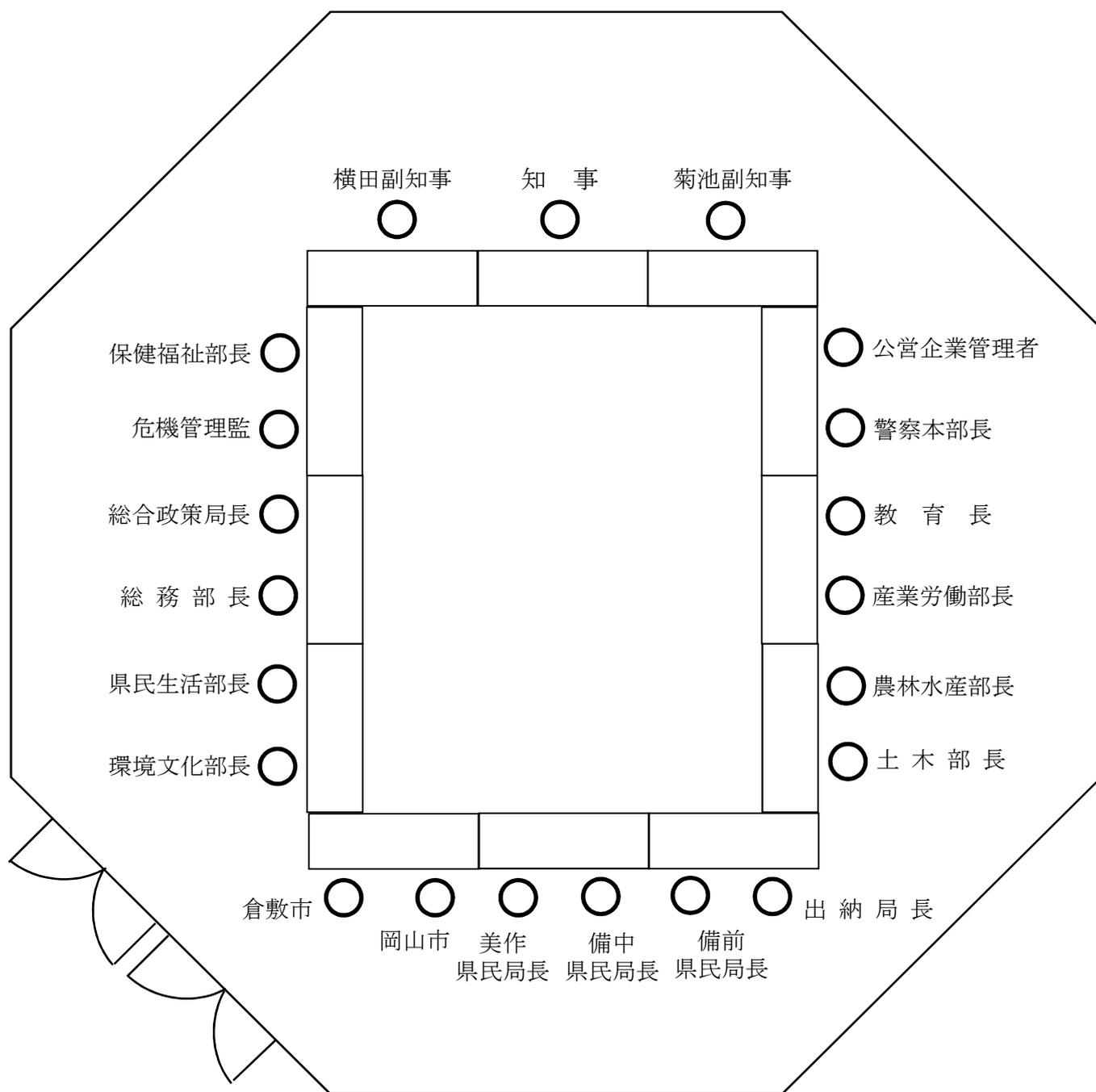
日時：令和2(2020)年7月30日(木)

13:00～

場所：県庁3階 大会議室

出席者	備考
知事	本部長
副知事	副本部長
副知事	〃
危機管理監	本部員
総合政策局長	〃
総務部長	〃
県民生活部長	〃
環境文化部長	〃
保健福祉部長	〃
産業労働部長	〃
農林水産部長	〃
土木部長	〃
出納局長	〃
備前県民局長	〃
備中県民局長	〃
美作県民局長	〃
公営企業管理者	〃
教育長	〃
警察本部長	〃
岡山市保健福祉局長	本部員以外
倉敷市保健福祉局参与	〃

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



新型コロナウイルス感染症対策について

○ 保健福祉部関係

- ・ 県民の皆様へのメッセージ

県民の皆様へのメッセージ案（令和2年8月1日～8月31日）

- 1 感染拡大予防ガイドラインの遵守が難しいキャバクラやホストクラブの利用を控えましょう。
- 2 帰省される方には、帰省前の2週間程度は、夜の繁華街など「3つの密」が重なる場所への出入りを控えるようお願いしてください。
- 3 帰省後、ご高齢の方と会うときは、会う時間を短くするなど、特に気を付けてください。
- 4 ご高齢の方は、外出の際、人混みを避けて行動しましょう。スーパーマーケットなどは、混雑しない時間に利用しましょう。

令和2年8月1日～8月31日（岡山県）

区 分	県民の皆様へのメッセージ	
県外への移動	右記以外の地域	患者発生が続いている地域
	○	△ (夜の繁華街などでは特に慎重に行動を)
観 光	県内及び近隣県	左記以外の地域
	○	△ (目的地の流行状況を確認して慎重に行動を)
買い物 飲 食	○ 「3つの密」を避け「新しい生活様式」の実践を	
娯 楽 スポーツ	○ 感染防止策の状況を確認し慎重に判断	

令和2年7月30日

岡山県における新型コロナウイルス感染症拡大予防の ための協力要請（特措法24条9項）（案）

1 区 域 岡山県全域

2 期 間 令和2年8月1日から令和2年8月31日まで

3 実施内容

県内では、7月1日から29日までの間に45例の新型コロナウイルス感染症の新規感染者が確認され、接待を伴う飲食店におけるクラスター感染も2件確認された。

このため、県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき、以下の対応を要請することとする。

なお、今後の流行状況や要請への対応状況等を踏まえ、必要な場合には、期間の延長や内容の見直しを行う。

（1）感染拡大予防ガイドラインの遵守が難しい接待を伴う飲食店の利用自 粛の協力要請

県民に対し、感染拡大予防ガイドラインの遵守が難しいと考えられ、全国的に感染者の発生が続いている接待を伴う飲食店（いわゆるキャバクラやホストクラブ）については、利用を控えるよう要請する。

（2）感染拡大予防ガイドラインの遵守の協力要請

接待を伴う飲食店に対し、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを遵守するよう、改めて強く要請する。

令和2年7月30日

岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る県民の皆様への協力のお願い（案）

県内では、7月1日から29日までの間に45例の新型コロナウイルス感染症の新規感染者が確認され、接待を伴う飲食店におけるクラスター感染も2件確認されるなど、これまで以上に感染拡大への警戒が必要な状況になっており、県民の皆様には、引き続き「3つの密」を避ける取組、全国規模のイベントの開催自粛、適切な感染防止策の実施などに取り組んでいただく必要があります。

このため、皆様には、令和2年8月1日から令和2年8月31日までの間、以下の取組をお願いいたします。なお、この方針は、地域の感染状況等により、必要に応じて見直すこととします。

1 県民の皆様へのお願い

(1) 「新しい生活様式」の実践のお願い

- ・手洗いの徹底や人混みでのマスク着用、消毒液の携帯、手指衛生の徹底、人との距離を保つなど、「新しい生活様式」を実践するようお願いいたします。
- ・ご家族や周りの大切な人を守るためにも、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の登録をお願いいたします。

(2) 県外への移動及び観光についてのお願い

- ・観光は、県内や近隣県から楽しみましょう。
- ・感染が続いている地域へ移動する場合は、移動先の流行状況等を確認し、夜の繁華街などでは、特に慎重に行動してください。

(3) 接待を伴う飲食店に関するお願い

- ・感染拡大予防ガイドラインの遵守が難しいと考えられ、全国的に感染者の発生が続いている接待を伴う飲食店（いわゆるキャバクラやホストクラブ）については、利用を控えてください。

(4) 帰省される方とそのご家族へのお願い

- ・帰省される方には、帰省前の2週間程度は、夜の繁華街など「3つの密」が重なる場所への出入りを控えるようお願いしてください。

- ・帰省後、ご高齢の方と会うときは、会う時間を短くするなど、特に気を付けてください。
- (5) ご高齢の方とそのご家族などへのお願い
- ・ご高齢の方は、ご自身の身を守るため、外出の際は、できるだけ人混みを避けて行動しましょう。スーパーマーケットなどは、混雑しない時間に利用しましょう。
 - ・ご高齢の家族と同居している方など、高齢者と接触する機会のある方は、県外への移動や夜の繁華街などでの行動は、特に慎重にお願いします。
- (6) 正しい情報に基づく行動や誹謗中傷をしないことへのお願い
- ・不確かな情報に惑わされず、正しい情報に基づいて冷静な行動をお願いします。
 - ・新型コロナウイルス感染症は、誰でも感染する可能性があります。感染された方やそのご家族、医療関係者などへの誹謗中傷は、絶対に行わないでください。

2 事業者の皆様へのお願い（別紙）

- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止策の徹底をお願いします。
- ・特に、接待を伴う飲食店については、ガイドラインを遵守するよう強くお願いします。
- ・重症化のリスクが高い高齢者が利用する福祉施設については、引き続き、適切な感染防止策の徹底をお願いします。
- ・食料品や生活必需品を販売するスーパーマーケット等の店舗においては、高齢者と若い世代の接触を避けるため、可能な限り、高齢者の専用又は優先時間帯を設定していただくなどの取組をお願いします。

3 イベント等を主催される方へのお願い

- ・開催に当たっては、業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策を講じるようお願いします。
- ・全国規模や概ね5000人以上のイベント等については、開催を自粛するようお願いします。
- ・屋内で開催する場合は、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とするようお願いします。

- ・ 地域のお祭りや行事などについては、十分な間隔の確保や、来場者の人数管理などの対策を行った上で、開催するようお願いします。
- ・ 開催に当たっては、参加者名簿の作成やアプリ（もしサポ岡山）の活用などで、連絡先を把握するなどの対応を行うようお願いします。

「2 事業者の皆様へのお願い」における 適切な感染防止策の具体的内容

○ すべての施設に求める感染防止策

(基本的な対策)

- ・入場者の整理（入場前の間隔（1 m、できれば2 mを目安に）確保）
- ・入場者へのマスク着用の周知及び従業員のマスク着用
- ・有症状者の入場禁止
- ・手指消毒設備の設置
- ・施設の消毒（共用部分（エレベータのボタン、手すりなど）の定期的（概ね1時間ごと）な消毒）
- ・施設内の換気（概ね30分ごとの窓の開閉など）
- ・利用者名簿の作成やアプリ（もしサポ岡山）の活用などによる利用者の連絡先の把握

(「3つの密」を回避するため特に必要な対策)

- ・利用者の間隔（1 m、できれば2 mを目安に）の確保又は従事者と利用者
の間や利用者間へのパーティションの設置
- ・混雑時の入場制限
- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な対応

○ 上記「すべての施設に求める感染防止策」に加え、高齢者福祉施設に求める感染防止策

- ・利用者の健康管理（有症状者の利用の制限など）
- ・従事者の健康管理（有症状者の自宅待機など）
- ・飲食時や休憩室などでの他の従事者との一定間隔の確保
- ・複数の従事者が共有するものの定期的な消毒
- ・面会はパーティションやオンラインなどを活用
- ・ケアやリハビリテーション等における「3つの密」を避ける取組
- ・流行地からの訪問者との接触を避けるよう、利用者や従事者に周知徹底
- ・通所サービスなどについては、一人の利用者が接触する者（他の利用者や従事者）をできるだけ限定するよう、曜日や時間帯でグループを固定するといったサービス利用や職員配置を工夫

○ 上記「すべての施設に求める感染防止策」に加え、スーパーマーケット等の店舗に求める対策

- ・食料品や生活必需品を販売するスーパーマーケット等の店舗において、高齢者と若い世代の接触を避けるため、できる限り高齢者専用又は高齢者優先時間帯を設定

(参考)

令和2(2020)年7月30日改訂

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 県主催イベントの開催に係る考え方

1 自粛するもの

(1) 下記のア及びイに該当するもの

(密閉、密集、密接の「3つの密」が全て該当するもの)

ア) 多数の人と1m以内の距離で会話するなど密に接するもの

イ) 多数の人が密集して、天井の低い会議室等閉鎖空間(換気が不十分な密閉空間)で長時間過ごすもの

(2) 全国規模のもの、大規模なもの(概ね5000人以上)又は特定警戒都道府県などからの参加が見込まれるもの

(3) 流行地(新規感染者が急増している地域)において実施するもの

2 原則として自粛を検討するもの

- ・ 密閉、密集、密接の「3つの密」の1つもしくは2つが該当するもの

3 開催する場合に留意すること

- ・ 風邪のような症状のある方の参加自粛の要請を徹底すること
- ・ 室内換気を十分に行うこと
- ・ アルコール手指消毒薬を設置すること
- ・ 参加者に咳エチケットの徹底を要請すること
- ・ 空間的・時間的に間隔をあけるなど人が密集しないようにすること
- ・ 屋内で開催する場合は、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とすること
- ・ 適切な感染防止策に関する業種別ガイドラインも参考にすること
- ・ 高齢者や基礎疾患を持った者が集まるものや医療・福祉関係者等が集まるものについては、感染防止策を徹底すること
- ・ 地域での行事などについては、十分な間隔の確保や、来場者の人数管理などの対策を行った上で、開催すること
- ・ 参加者名簿の作成やアプリ(もしサポ岡山)の活用などで、連絡先を把握するなどの対応を行うこと

※ この方針については、8月末までのイベント等を想定しており、地域の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととする。

※ 下線部は前回からの変更点。

LINEを活用した施設利用者等へのお知らせシステム（もしサポ岡山）の導入について

新型コロナウイルス感染症については、全国でクラスターの発生が相次いでいるが、感染者が利用した施設を中心としたクラスターの発生の恐れがある場合、濃厚接触の可能性のある方に速やかに連絡し、検査や相談を促すことが感染拡大防止の観点から重要である。

その手段として、多くの方が利用しているコミュニケーションアプリLINEのサービスを活用し、感染者が利用した施設等を訪れた人に対して通知を行うサービスを導入する。

1 導入予定時期

8月上旬

2 導入対象施設

飲食店、劇場、イベント会場等

3 概要

- 登録を希望する店舗やイベント主催者等に対し、QRコードを発行。
- 店舗やイベント会場の利用時にそのQRコードを読み込んでもらうことで、その人の訪問履歴を蓄積。
- 新型コロナウイルス感染者が発生した場合、当該感染者が利用した店舗やイベント会場を同日利用した人に通知する。



接待を伴う飲食店への合同立入調査の実施について

- 1 概要 県、岡山県警察本部、岡山市保健所が合同で、キャバクラやホストクラブなどの接待を伴う飲食店に対する立入調査を実施するとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインの遵守状況を確認し、感染防止対策の徹底を呼びかける。
- 2 対象 岡山市北区柳町、田町、中央町周辺のホストクラブやキャバクラなど約40店舗
- 3 内容
 - ・風営法に関する指導（岡山県警察本部生活安全企画課・岡山中央警察署）
 - ・食品衛生法に関する指導（岡山市保健所）
 - ・新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの遵守状況の確認及び感染予防のチェックリストや普及チラシの配布（岡山県及び岡山市保健所）
- 4 体制 4班編成（1班あたり県警察2名、岡山市保健所2名、県1名の計5名）

新型コロナウイルス感染症対策に係る岡山県の対応について

1 対応状況

(1) 一般電話相談

県民からの不安など一般的な相談を、専用の電話相談窓口を設置し対応している。

相談件数（1月6日～7月27日）

	相談件数
累計	49,448件
令和2年7月（再掲）	5,419件

(2) 新型コロナウイルス受診相談センターへの相談

感染の疑いのある方を診療体制等の整った医療機関につなぐための調整を行っている。

相談件数（2月7日～7月27日）

	相談件数
累計	10,047件
令和2年7月（再掲）	2,098件

(3) 検査体制等

県環境保健センターでPCR検査を実施するとともに、民間検査機関や医療機関、大学等においてもPCR検査等を実施しており、引き続き検査体制の強化に努めていく。

①検査能力（6月30日時点）

県環境保健センター 70件/日

民間検査機関 約 30件/日

医療機関、大学等 約180件/日

計 約280件/日

②検査実績（2月1日～7月27日報告分）

	検査数	陽性者数	陽性率
累計	3,864人	66人	1.7%
令和2年7月（再掲）	1,458人	40人	2.7%

③屋外検体採取センター（3か所：岡山市内、倉敷市内、津山市内）

(4) 医療体制

①新型コロナウイルス外来等

新型コロナウイルス受診相談センターから紹介された感染の疑いのある方の診察等を行っている。

医療機関数 111機関

受診患者数（2月7日～7月27日）

	受診患者数
累計	3,258人
令和2年7月（再掲）	900人

②入院病床の確保

今後の感染症患者数の増加を見据えて、協力医療機関の確保及び特別な配慮が必要な医療提供体制の整備に努めていく。

医療機関数 39機関

入院病床数 250床（うち重点医療機関6機関75床）

③宿泊療養施設 1施設（207室）

④人工呼吸器（県内保有数） 517台

⑤ECMO（県内保有数） 28台

⑥アビガン等の使用可能医療機関 20機関

(5) 医療機関、福祉施設等へのマスク等の配布

県が備蓄したものや、国から提供を受けたものを医療機関、福祉施設等へ順次配布している。

①医療機関等への配布

サージカルマスク 2,207,500枚

N(KN)95マスク 53,686枚

ガウン 732,547枚

フェイスシールド 202,520個

②高齢者施設等

サージカルマスク 540,000枚

消毒液 14,936リットル

③障害者施設等（医療的ケア児等のいる家庭を含む）

サージカルマスク 283,000枚

消毒液 3,335リットル

④児童福祉施設等（保育所、放課後児童クラブ、児童養護施設等）

サージカルマスク 20,100枚

布製マスク 9,000枚

手指消毒用エタノール 2, 850リットル

(6) 生活費の支援

①生活福祉資金貸付費

休業や失業を余儀なくされた方々の生活再建のための貸付を行っている。

9, 938件 2, 725, 405千円 (3月25日～7月26日)

②住居確保給付金

休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれのある方等に代わり、家賃の代理納付を行っている。

488件 28, 913千円 (4月20日～6月30日)

県内で確認された新型コロナウイルス感染者 (7月29日現在)

(単位: 件)

合 計	入 院 中 (入院予定含む)	宿泊療養施設 に入所中	退院・退所
71	27	4	40

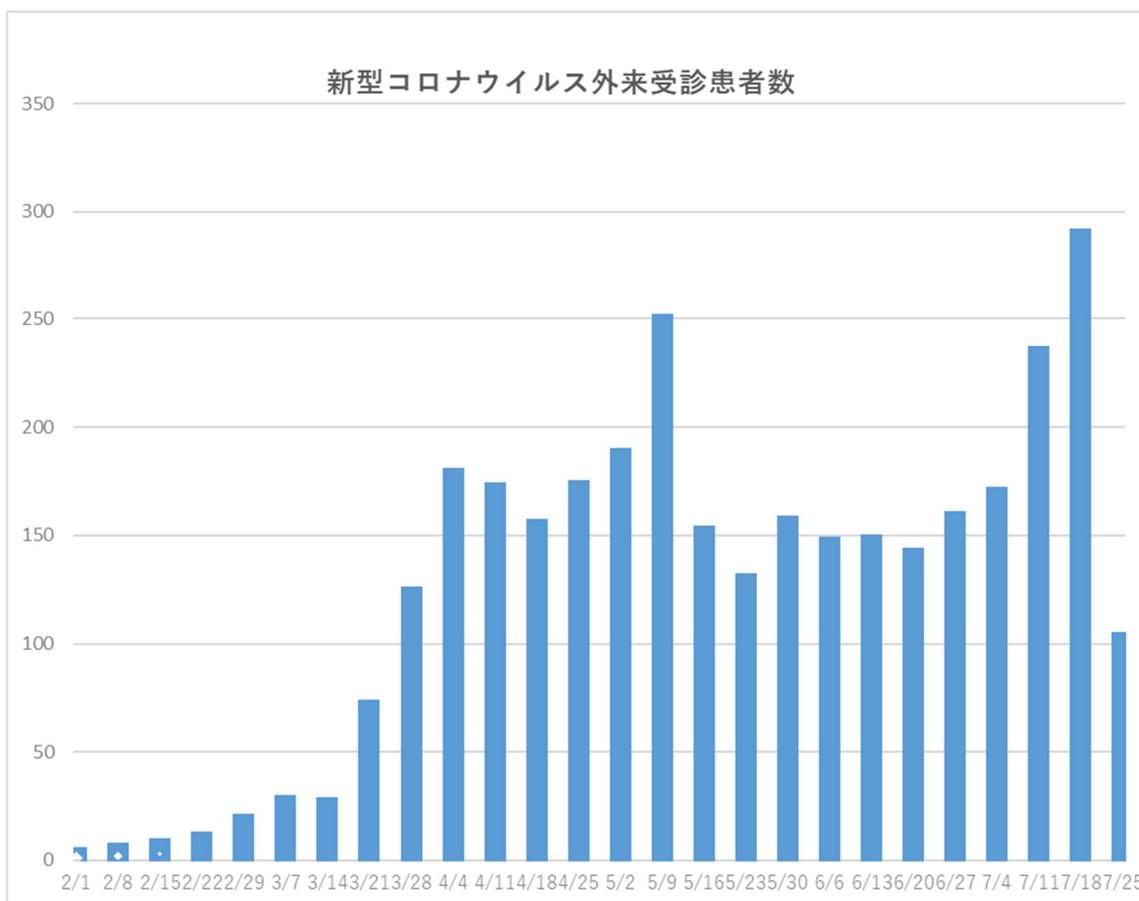
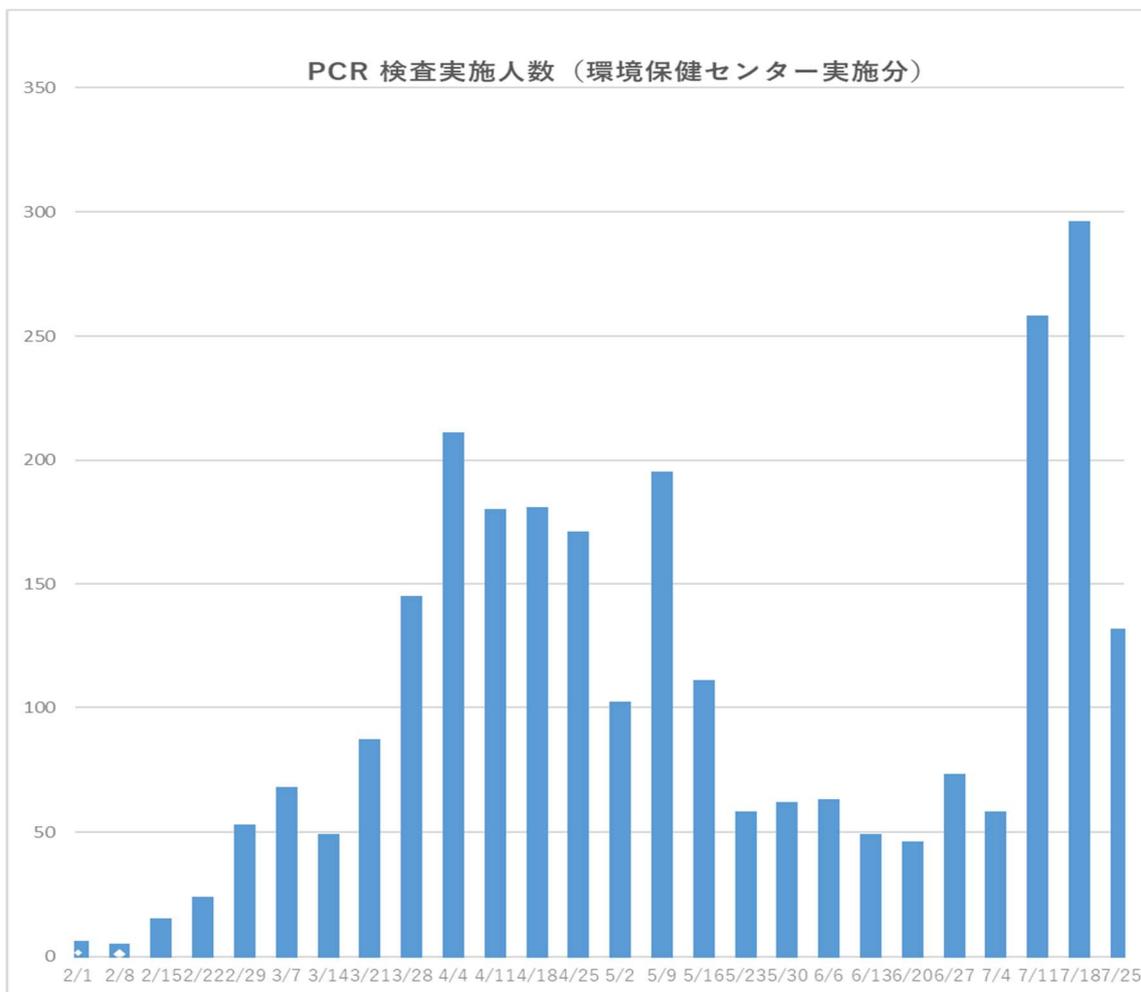
(参考) これまでの経緯

- 1月7日(火) 保健所及び県医師会・県病院協会等へ注意喚起
- 30日(木) 「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置
- 2月4日(火) 「一般電話相談窓口」の設置
- 7日(金) 「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の設置
- 19日(水) 「新型コロナウイルスに係る中小企業支援機関の情報共有会議」の開催
- 28日(金) 国から学校の臨時休業の要請を受け、県の方針を決定(県立学校の休業を決定)
- 3月6日(金) 高知県で岡山県在住の患者確認を受け、対応方針を確認
- 16日(月) 「岡山県感染症対策委員会」の開催(専門家から意見聴取)
- 22日(日) 岡山市在住の患者確認・公表(岡山県内1例目)
- 26日(木) 特措法の規定に基づく「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置
- 4月7日(火) 特措法の規定に基づく「緊急事態宣言」の発出
- 15日(水) 県南の県立学校57校の休業を決定
- 16日(木) 特措法の規定に基づく緊急事態宣言の区域を全都道府県へ変更
- 17日(金) 岡山県緊急事態措置の決定、県内の県立学校69校の休業を決定
- 20日(月) 「新型コロナウイルス感染症対策調整本部」の設置
- 21日(火) 「岡山県感染症対策委員会」の開催(専門家から意見聴取)
- 24日(金) パチンコ店、県外観光客の多い旅館及びホテル等の営業自粛のお願い
「一般電話相談窓口」を24時間対応に変更
- 28日(火) 県内の県立学校69校の休業の延長を決定
- 5月1日(金) 屋外検体採取センター(岡山市内)の設置
- 4日(月) 特措法の規定に基づく緊急事態宣言の期間を延長
- 5日(火) 「岡山県感染症対策委員会」の書面開催(専門家から意見聴取)

岡山県緊急事態措置の変更（期間延長）

- 14日（木）緊急事態宣言の区域変更（岡山県を含む39県の除外）
- 15日（金）軽症者等の宿泊療養施設の運用開始（倉敷市内） ～ 7月31日
- 19日（火）「岡山県感染症対策委員会」の開催（専門家から意見聴取）
- 21日（木）緊急事態宣言の区域変更（近畿地方3府県の除外）
- 25日（金）緊急事態宣言の全面解除
- 6月1日（月）まん延防止と社会経済活動の維持の両立に向けた取組への移行（ステップ①）
- 19日（金）まん延防止と社会経済活動の維持の両立に向けた取組への移行（ステップ②）
- 7月6日（月）「岡山県感染症対策委員会」の開催（専門家から意見聴取）
- 10日（金）まん延防止と社会経済活動の維持の両立に向けた取組への移行（ステップ③）
- 26日（日）軽症者等の宿泊療養施設の運用開始（岡山市内） ～ 10月31日

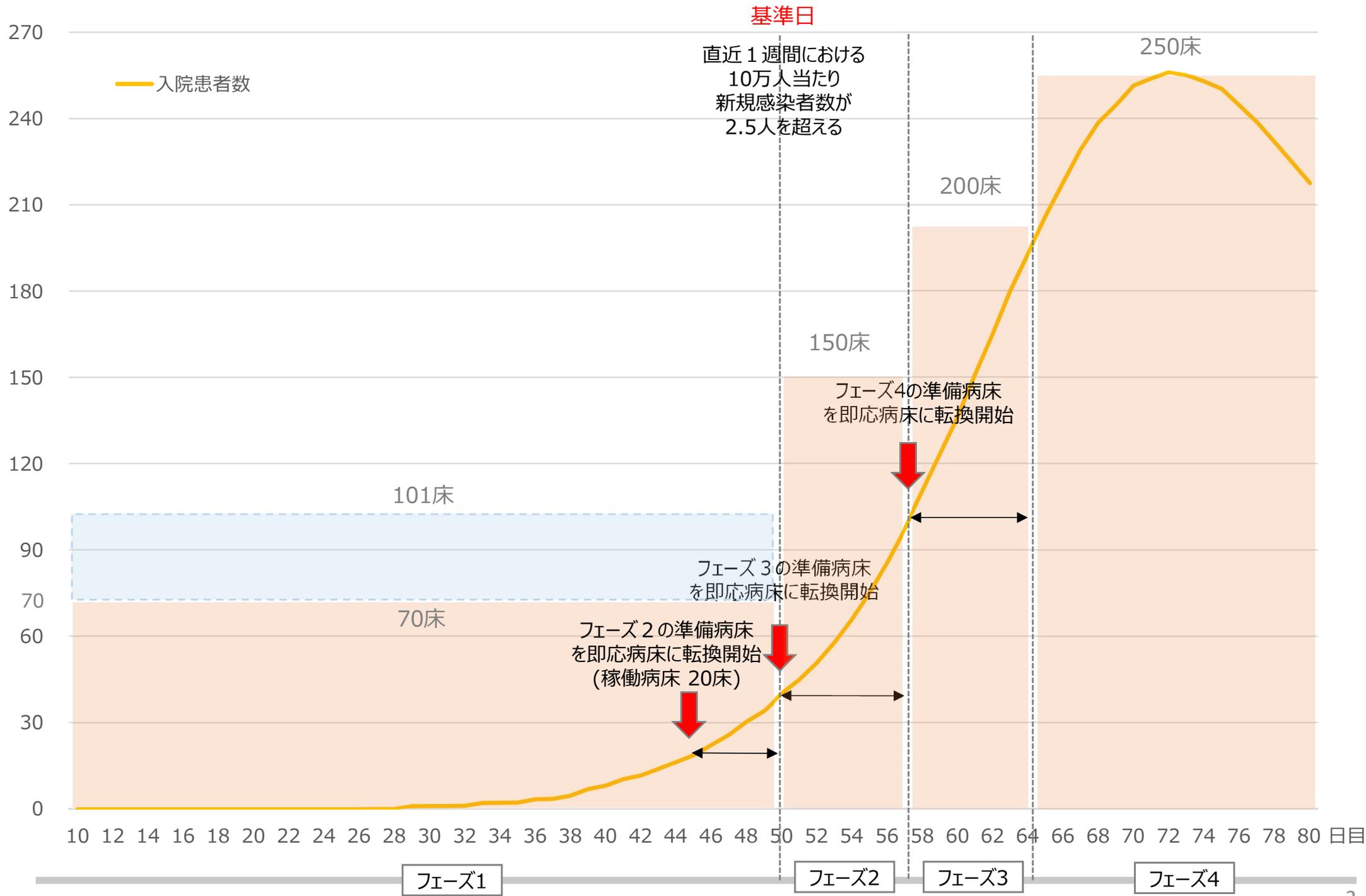
(参考) 「PCR検査実施人数」及び「新型コロナウイルス外来受診患者数」の週ごとの推移



新型コロナに係る想定病床確保数及び宿泊療養施設の想定確保居室数

項目	想定確保病床数	整備状況 (7月29日時点)
合計	250床 (内訳) 重症病床 40床 中等症病床 210床	
(1)受入医療機関 (フェーズ1 重点医療機関含む)	70床程度 (内訳) 重症病床 20床程度 中等症病床 50床程度 ※うち重点医療機関の病床確保数 70床程度	101床 (内訳) 重症病床 25床 中等症病床 76床 ※うち重点医療機関の病床確保数 75床
(2) 受入医療機関 (フェーズ2及び3)	130床程度 (内訳) 重症病床 20床程度 中等症病床 110床程度	・調整中
(3)受入医療機関 (フェーズ4)	50床程度 (内訳) 中等症病床 50床程度	・調整中
協力医療機関	20~40床程度	
宿泊療養施設	180室程度	1

新型コロナ入院患者数の推移に伴うフェーズ移行のイメージ



- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

<基本的な考え方>

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、**全国的な移動を伴うものには格段の注意**。 イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。 また、**発熱等の症状がある者はイベントに参加しない**（無症状で感染させる可能性も）。

<具体的な当てはめ>

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 <small>(全国的移動を伴うもの)</small>	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的	地域の行事
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50% ^(注) (屋外200人)】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×		△ 【100人又は50% (屋外200人)】 * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後	○ 【1000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】 ^(ネット中継等) * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×	
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理		○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持	○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理	×	

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

外出自粛の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
- **感染拡大の兆候**や施設等における**クラスターの発生**があった場合、**外出自粛の強化**等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家による**クラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析**を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	外出自粛	
	県をまたぐ移動等	観光
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	 * 不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。	 * 観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ① 6月1日～	 * 一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	* 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後		
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後		* 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持		

クラスター発生施設等に係る外出自粛や休業要請等の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。施設管理者等は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、施設利用者等の連絡先把握や接触確認アプリの周知。
- 持続化補助金の中で、施設の感染防止の取組を支援。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	クラスター発生施設等への外出自粛・休業要請等	
	接待を伴う飲食業、ライブハウス等	カラオケ、スポーツジム等（注）
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	×～△	×～△ * 知事の判断。 * 業種別ガイドラインの作成。
ステップ② 6月1日～	* 知事の判断。 * 業界や専門家等による更なる感染防止策等の検討。	
ステップ③ 6月19日～ * ステップ①から約3週間後		○ * 人数管理・感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。知事の判断。
ステップ④ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○ * 感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。知事の判断。	* クラスタが発生した場合等には休業要請等を検討。
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持	* クラスタが発生した場合等には休業要請等を検討。	

（注）バーやその他屋内運動施設等も含まれる。

(公財) 岡山県生活衛生営業指導センターの取組について

○「3密防止対策実施店ステッカー」の活用

新型コロナウイルス感染防止対策のため、(公財)岡山県生活衛生営業指導センターが、「3密防止対策実施店ステッカー」を作成し、県内13の岡山県生活衛生同業組合を通じて、所属組合員に配布している。

各組合員は業界別の自主管理票及び業界のガイドラインを確認のうえ、ステッカーを使うこととしている。

3密防止対策実施店ステッカー



○(公財)岡山県生活衛生営業指導センターの概要

・設立趣旨

岡山県における生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上、消費者等の利益の擁護を図る。

・事業内容

生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談及び指導や、消費者等の苦情に関する営業者又は生活衛生同業組合の指導等

○岡山県生活衛生同業組合の概要

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第3条の規定に基づき、設立された同業組合で、岡山県では飲食店関係営業や理容、美容、クリーニング業など13業種について生活衛生同業組合が設立されている。